

中国における環境汚染および その私法的救済について⁽¹⁾

王 愛 群⁽²⁾

はじめに

中国における高度経済成長は大規模な環境破壊を伴っており、とりわけ、最近の公害問題は日本の経済高度成長期の公害問題よりも深刻である。環境汚染に伴う経済損失はかなり大きい。環境汚染による被害として死亡や障害なども広域で生じている。

政府は環境行政を進めているが、なかなか進まないと思われている⁽³⁾。環境汚染による私法的救済問題についても進行が非常に難しい。中国では、毎年の環境汚染紛争事件が 10 万件を超え、裁判になった事案は 1% にも達していない。全国各級の人民法院（裁判所）が受理した環境不法行為事案が極めて少ないのであり、その中原告側が勝った事案はもっともまれである⁽⁴⁾。実務には、汚染を引き起こした場合、被害者の救済や損害の賠償はどのように行うのか、被害者の権利保護は実際に実現することができるのか、といった問題が取り上げられている。

(1) 本論文につきましては、研究環境を提供し、研究費を支援していただき広島大学法学研究科科長西村裕三先生、法学部部長寺本康俊先生およびリスクマネジメントオフィス株式会社代表取締役山下浩一先生にこの場を借りて心より厚く御礼申し上げます。また、論文のご指導をいただいた相澤吉晴先生と葛虹先生に深く感謝の意を表します。

(2) 中国大連大学法学院講師。

(3) 宮本憲一「日本公害史論序説」、「彦根論叢」、第 382 号 2010 年。

(4) 武衛政「環境維権亟待走出困境」、人民日報、2008 年 1 月 22 日第 5 版。

本稿では、現在中国での環境問題の現状はどのようになっているのだろうか、政府はどのような対応がなされているのかを検討し、また、環境汚染の私法的救済はどのように行われるのであろうかを考察し、さらに環境問題の解決と私法的救済難航の原因をも明らかにしたい。

一、中国における環境汚染の現状

環境汚染は単独な原因ではなく、さまざまな原因によって生じうる。中国において、主な環境汚染は、以下のとおりである。

1. 大気汚染

現在の中国では、最も深刻な環境汚染問題は大気汚染である。以下の表は、中国環境保護部が公布した2011年全国環境統計⁽⁵⁾のデータ（以下「環境部データ」と称する）に基づいて作成したもので、その汚染物の由来及びその数量が示されている。

	排出総量	工業排気	生活排気	自動車排気
二酸化硫黄	2217.9	2017.2 (91 %)	200.4 (9 %)	
窒素酸化物	2504.3	1800.6 (71.9 %)	37.6 (1.5 %)	637.6 (26.5 %)
粒子状物質 粉塵	1278.8	1278.8 (86.1 %)	114.8 (9 %)	62.9 (4.9 %)

この表は環境部データによる葛虹先生が作成

(単位：万トン)

最近、とりわけPM2.5については、都市部を中心に深刻化している。2013年10月21日、東北部黒竜江省ハルビン市の一部では、20日に集中暖房が全面的にスタートしたため、大気中のPM2.5の濃度が1立方メートル当たり1000マイクロ（マイクロは100万分の1）グラムを超えた。学校が休校になったり、視界不良が原因で交通事故が多発したりするなど市民生活に影響が

(5) 中華人民共和国環境保護部「全国環境統計公報」(2011年)。

出た⁽⁶⁾。

PM2.5 の最大の排出源は、石炭と自動車排気ガスであると考えられる。中国の石炭は露天掘りで掘れるためコストが安く、今や中国が世界の石炭の 30 % を生産し、世界の 50 % を消費している。このほか、近年、中国の自動車保有台数は年々増えつつあり、しかも乗用車はほとんど大都市に集中して、自動車排気ガスによる大気汚染も深刻な問題になっている⁽⁷⁾。

2. 水質汚染

水質汚染に関しては、最近一部改善傾向が見えてきたものの、その現状は依然厳しいものである。2011 年の環境部データによると、389 カ所の川の飲用水源モニタリング観測点のうち、2009 年に基準を満たしていなかった地点が 27.0 % であったのに対し、2011 年には 9.4 % までに減少した。しかし、重要な生活飲用水源地としての 26 湖（ダム）のうち、57.7 % のものが生活飲用水基準を満たせていない⁽⁸⁾。

また、最近になって、地下水汚染の問題も明らかになってきた。国土資源部地質調査局は、2013 年 2 月のレポートにおいて、「中国の地下水の 90 % は汚染されている」と指摘している。

3. 土壌汚染

土壌汚染について、国家環境保護部は 2005 年から 2008 年にかけて「全国土壌汚染状況調査」を実施した。当初、2009 年内に公布を目指したが、現在 (2013 年) に至ってもまだその結果を公表していない。

(6) 「東三省きり天気、ハルビン市中小学校休校」、
<http://www.people.com.cn/24hour/n/2013/1021/c25408-23275300-6.html>、2013 年 10 月 22 日。

(7) 池田信夫「地球環境への最悪の脅威は中国の石炭」、
<http://m.newsweekjapan.jp/column/ikeda/2013/08/post-716.php>、2013 年 10 月 25 日。

(8) 「環境汚染の現状」、中国における環境汚染の現状と対策、日本環境省。

ただし、日本環境省の推測によれば、「汚水灌漑により汚染された耕地 3250 万畝（1 畝 = 0.0667ha）、固体廃棄物の堆積により汚染された土地 200 万畝、合計で全国総耕地面積の 10 %以上が汚染されている」。中国のマスメディアの報道によれば、中国全土で毎年重金属汚染による食料の被害が 1200 トンに超え、直接的な経済的損失が 200 億人民元に超えている⁽⁹⁾。

4. 騒音

最近では都市部を中心として自動車の普及が進み、自動車騒音が大きな問題となりつつある。中国環境部が行った調査では、2011 年、全国 316 の都市のうち、騒音について昼間の合格率は 89.4 %があり、夜間の合格率は 66.4 %に過ぎないのである⁽¹⁰⁾。また、自動車騒音を除く、ほかの生活騒音も住民の生活に影響を与えている。

5. 廃棄物

固形工業廃棄物の総発生量は年々増加しており、2011 年には全国工業固体廃棄物の発生量は 32.3 億トンを超える⁽¹¹⁾。一方、今後、都市の拡大につれて、生活ごみによる環境負荷が大きくなるものと見られ、生活ごみの収集・処理も問題となる。

二、環境保全をめぐる中国の動き

こうした深刻な環境汚染事情は、日本をはじめとする多くの先進国も経験したことであるので、あながちそれを責めることはできないと言われている。多くの困難な条件にもかかわらず、中国が環境保全に関心を払い、汚染防止や自然保護のために努力していることも評価しなければならない。しかも、他の多くの発展途上国に比べれば、中国における環境問題の取り組みはむし

(9) 「美丽中国催生千亿级土壤修复市场 行业规范有待厘清」、東方早報、2012 年 11 月 23 日。

(10) 中華人民共和国環境保護部「声環境」(2011 年)。

(11) 中華人民共和国環境保護部「全国環境統計公報」(2011 年)。

る先行していると考えられる⁽¹²⁾。

1. 環境保全の基本政策

中国において、環境の保護と改善は国の基本的な政策として、中華人民共和国憲法第 11 条に「国が環境と自然資源を保護し、汚染とその他の公害を防止管理する」と定められている。1979 年 9 月に中華人民共和国環境保護法（以下「環境保護法」と称する）を施行し、環境保全の方針、政策措置をより具体的に規定した。同法は、以下の環境保護の基本原則を掲げている。すなわち、

（1）汚染を未然に防止する、（2）汚染者（開発者）が費用を支払う、（3）環境管理を強化することである。

現在、環境に関わる中国の最も基本的な政策は「経済、社会、環境を同時に発展させることである」。すなわち、経済発展を追求すると同時に環境保護を行う、という開発と環境保護のバランスが求められている。

2. 環境保全・管理に関する立法

（1）環境保全・管理全般的法律

環境保全・管理に関する基本的全般的法律として、環境保護法（1989 年）、クリーン生産促進法（2002 年）、環境情報公開規則（試行）（2007 年）、環境影響評価法（2002 年）、排污費徴収・使用管理条例（2003 年）、環境保護行政処罰方法（1999 年）、国家環境保護技術評価とモデル管理弁法（2009 年）等が制定された。

（2）大気汚染について

大気汚染については、大気汚染防止法（2000 年改正）、清潔生産審査暫定弁法（2004 年施行）、固体廃棄物環境汚染防止対策法（リサイクル促進法）（2004 年改正）が制定され、このほか、環境部によって環境について一連の国家基準が設けられた。それは、環境大気質基準（GB3095-1982、1996 年改

(12) 井村秀文・勝原健『中国の環境問題』、東洋経済新報社、1995 年、10 頁。

正)、環境大気質基準 (GB3095-2012 年改正、2016 年より実施予定)、既存火力発電所二酸化硫黄管理第 11 次 5 カ年計画 (2007 年)、火力発電所窒素酸化物防止技術政策 (2010 年)、火力発電所排煙脱硝工程技術規範 (J562-2010)、火力発電所排煙脱硝工程技術規範 (HJ563-2010)、大気汚染物総合排出基準 (GB16297-1996)、火力発電所大気汚染物排出基準 (GB13223-2011)、ボイラー大気汚染物排出基準 (GB13271-2001)、工業用炉大気汚染物排出基準 (GB9078-1996)、コークス炉大気汚染物排出基準 (GB16171-1996)、セメント工場大気汚染物排出基準 (GB4915-2004)、電気メッキ汚染物排出基準 (GB21900-2008)、合成皮革工業汚染物排出基準 (GB21902-2008)、石炭工業汚染物排出基準 (GB20426-2006)、二輪車の排ガス排出制限値及び測量方法 (GB19758-2005)、自動車排ガス汚染物排出制限値及び測量方法 (GB17691-2005)、軽自動車排ガス汚染物排出制限値及び測量方法 (GB18352.3-2005)、農作物保護のための大気汚染物許可最高濃度 (GB9137-88)、固定汚染源排ガス中窒素酸化物測定紫外分光光度法 (HJT42-1999)、固定汚染源排ガス中窒素酸化物測定塩酸分光光度法 (HJT43-1999)、固定汚染源排ガス連続モニタリング技術規範 (試行) (HJT75-2007)、固定汚染源排ガス連続モニタリング技術要求検測方法 (試行) (HJT76-2007) 等である。

(3) 水質汚濁、地下水汚染について

水質汚濁、地下水汚染に関する法律、法規は水污染防治法 (1996 年、2008 年 2 月改正)、水污染防治法実施細則 (2000 年)、都市排水と污水处理条例 (2014 年施行する予定) 等であるが、ほかにもいくつかの基準が定められている。それは、地表水の環境基準 (GB3838-2002)、農地灌漑水質基準 (GB5084-92)、污水総合排出基準 (GB8978-1996)、海水水質基準 (GB3097-1997)、漁業水質基準 (GB11607-89)、地下水の環境基準 (GB/T-14848-93) である。

(4) 土壌汚染について

現在、土壌污染防治法草案の起草作業が行われており、土壌の基準は以下

のものがある。土壤環境質基準 (GB15618-1995)、工業企業土壤環境品質のリスク評価基準 (HJ/T25-1999)、展覧会用地土壤環境品質評価基準 (暫定) (HJ350-2007)、食用農産品産地環境質評価基準 (HJ332-2006)、温室野菜産地環境質評価基準 (HJ333-2006) である。

(5) 悪臭について

悪臭に関する特別な法律、法規がないが、基準としては、悪臭汚染物排出基準 (GB14554-1993)、畜産養殖業汚染物排出基準 (GB18596-2001) がある。

(6) 振動・騒音について

騒音に関する法律は、環境騒音汚染防止法 (1997 年制定) が制定されている。また、騒音環境質基準 (GB3096-2008)、都市区域環境振動標準 (GB10070-88)、工業企業工場境界騒音排出基準 (GB12348-2008)、社会生活環境騒音排出基準 (GB22337-2008) 等の国家基準も定められている。

以上から見たように、中国では環境保全または管理についてはかなり努力してきたが、法整備もなかなかされている。しかし、それにしても環境問題が抑えられないのが事実である。最近、中国では「美しい国」を唱えたが、その「美しい国」を実現するためには、まず人々の生活を守る、危うい生活環境から助けてあげるという緊急課題から出発しなければならない。そして、いままで環境被害を受けた苦しむ人々に対して十分な救済を行わなければならないと考えられる。

三、環境汚染の私法的救済

公害の私法的救済というときは、公害によって被害を受けた者への私法的救済処置の問題ということになる。そして、この問題は、中国でも日本と同じように民法不法行為制度によって解決されなければならないことになる。しかし、公害問題は、従来、ほかの不法行為と異なって、不法行為制度従来の理論によって十分な解決のできない面がある。

1. 環境汚染の私法的救済の法的位置づけ

では、環境汚染責任に対する救済の法的根拠はどのようになっているのだろうか。

(1) 民法通則

中国の「民法通則」(1986年制定)124条は、「国の環境保全、汚染防止規定に違反して環境を汚染し、他人に損害を与えた場合には、法により民事責任を負わなければならない」と規定し、これは環境汚染責任に関する民法における一般規定である。

(2) 環境保護法など

環境保護法41条は、「環境汚染の危害をもたらした場合は、危害排除の責任を負うとともに、直接損害を受けた単位または個人に民事責任を負わなければならない」として差止め及び損害賠償を規定している。その他の水質汚染防治法、大気汚染防治法などの環境保全に関連する法律でも、ほぼ同じような内容が規定されている。

(3) 不法行為法

2010年、中華人民共和国侵權責任法(不法行為責任法)が公布された⁽¹³⁾。この法律の第八章は、全部で四つの条文で、章全体が専ら、環境汚染責任に関する問題に対する一貫した規定となっている。

(4) 民事訴訟法

民事訴訟法およびその司法解釈⁽¹⁴⁾においては、環境汚染による損害賠償訴訟の立証責任問題が規定されている。

(5) 他の規定と司法解釈

他の地方的条例および司法解釈においても環境不法行為およびその損害賠償に関する規定が見られる。例えば、「人身損害賠償事件を審理する際に具

(13) 中国では、「民法典」という名の法律はない。民法体系は「民法通則」、「契約法」、「物権法」、「不法行為法」といった法律によって構成されている。

(14) 司法解釈は中国最高人民法院および最高人民検察院が行うものを指す。司法解釈は単なる「解釈」ではなく、事実上、相当程度まで立法的役割をも果たしている。

体的問題に対する若干の意見について」、「船舶油濁損害賠償紛争事件に関する若干問題の規定」などがある。

2. 環境汚染不法行為責任の特徴

上述した法律の関連規定をまとめてみたら、中国の環境汚染不法行為責任は以下の特徴を持っている。

(1) 無過失責任

「民法通則」の 124 条は環境汚染不法行為において無過失責任（すなわち、企業者の故意または過失の有無を問わず、賠償責任を負うべしという理論）を確認するものである。また、「不法行為法」65 条は「環境汚染により損害を生じた場合は、汚染者が不法行為責任を負わなければならない」と規定している。

すなわち、汚染者の過失の有無にかかわらず、汚染によって損害が発生しさえすれば、あらゆる場合において賠償責任を負わなければならないと解釈されている。

(2) 証明責任の転換と因果関係の立証

中国民事訴訟法の司法解釈「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」の 4 条 3 項で次のように規定している。「環境汚染による損害賠償訴訟においては、加害者は、法律による免責事由、および行為と損害結果の間の因果関係の不存在に対して、証明責任を負担する」。

そして、固体廃物汚染環境防治法 86 条（2004 年）や水污染防治法 87 条（2008 年）に、因果関係の証明責任を転換する規定が置かれることとなった。

さらに、2009 年「不法行為法」66 条で次のように規定している。「環境を汚染したことにより生じた紛争においては、汚染者は、法律が定める責任を受けない、又は責任が軽減される事情、及びその行為と損害との間に因果関係が存在しないことについて証明責任を負担する」。すなわち、66 条は、行為と損害結果の因果関係の立証責任は、汚染者にあると規定している。

(3) 時効の延長

「環境保護法」では、環境汚染による損害賠償請求の訴訟時効が一般民事訴訟の時効の2年と異なり、3年になっている。

(4) 責任負担方法の多様

中国の民事責任負担の方法に関しても多岐に及んでおり、必ずしも金銭賠償だけでなく、「差止め」、「妨害排除」、「危険排除」、「財産返還」、「原状回復」等の方法が適用される。

(5) 損害賠償請求権者の範囲—公益訴訟

2013年1月1日より施行された改正「民事訴訟法」55条は、「環境汚染、多数の消費者の合法的権益の侵害等の社会公共利益を害する行為に対して法律が規定する機関および関係組織は人民法院に訴訟を提起することができる」と規定する。つまり、環境汚染の原告適格の範囲が拡大され、直接的な被害者に限らず、関係組織も原告になることができる。

要するに、立法の面においては、形式的には十分整備しており、環境汚染についての私法的救済の規定および措置が不備とは言えないであろう。だが、このように環境保護立法は、その整備を継続して進めているが、現実的には中国環境法治は依然として楽観できない状況だった。

四、環境問題解決せず、私法的救済難航の原因

以上述べたように、中国は環境の保護と改善を非常に重視しており、環境保護を基本的な国策に組み入れ、環境保護の面で、一連の効果的な法律と政策を制定・実行してきた。環境問題を解決するために投入した資金は年々大きく増えている。2001年から2010年までの10年間に投じた費用は約3兆元（約48兆円、1元＝16円で換算）に達しており、2011年、環境汚染を解決する投資額は6026.2億元もあり、国内総生産（GDP）の1.27%を占める。だが、それでも環境は悪化の一途を辿っている⁽¹⁵⁾。環境状況はまだ理想的とは言えず、全国の「環境問題による矛盾が顕在化し、圧力が引続き増大している」⁽¹⁶⁾という厳しい状況を呈している。一方、環境汚染に対する私法的救

済制度が被害者救済の役割を果たしていない。

1. 環境私法的救済が十分に発揮されていない——司法・裁判制度の欠陥

中国では、大気汚染や化学物質による環境汚染によって多くの地域で飲用水の深刻な汚染が発見されているだけでなく、水俣病のような公害病がすでに大量に発生しており、がん患者が多発する「がんの村」も全国に存在、その数は 100 カ所以上と言われる。

ところが、毎年、公害事件が 10 万件を超えたが、裁判になったのは 1%にも足りない⁽¹⁷⁾。裁判所が受理した公害事件は極めて少なく、そのうち、原告である被害者が勝訴した事案はごくまれである。「権利さえあれば、必ず救済を受けることができる」という考えもそもそも通用しないのだ。学者が行われた環境裁判の調査によると、「環境紛争数——行政手続受付済の事案数——司法手続受付済の事案数」のそれぞれの比率は 255 : 38 : 1⁽¹⁸⁾の数値を示しており、環境事案が司法手続まで進む事案数が極めて少ない。

実体法にしても手続法にしても裁判官のための法律の適用環境が整備されておらず、「提訴の難しさ、受理の難しさ、判決の難しさ、執行の難しさ」の現象は現状を反映している⁽¹⁹⁾。

訴訟の結果から見れば、以下のような傾向がみられる。

(15) 「美しい中国」は実現できるか、<http://jp.fujitsu.com/group/fri/column/opinion/201306/2013-6-5.html>、2013 年 10 月 25 日。

(16) 2011 年 12 月 15 日に中国国務院が発表した「国家環境保護第十二次 5 カ年計画の印刷配布に関する通達」による。

(17) 中国国民は訴訟嫌いの心理的要因もあるであろうが、ほかの民事事件と比べて、バランスがとれないのも事実である。むしろ訴訟嫌いはもともと争いがきらがるのではなく、訴訟の結果がきらいのではなかろうかと思われる。現実の経験からみれば、裁判に訴えても、よい結果が出ないため、裁判に行きたくなくなる。汪勁主編『環法治三十年：我们成功了吗』、北京大学出版社、281 頁参照。

(18) 呂忠梅・張忠民・熊曉青「中国環境司法の現状に関する考察——裁判文書を中心に——」、龍谷法学 2011 年。

（1）受理しない

特別に法的要件がなければ受理しないのは法治国家には想像つかないことであるまいか、中国では、公害訴訟に関して、法院が公害訴訟を拒絶するのは見慣れたものであるといっても過言でもない。松花江水汚染事件⁽²⁰⁾が起こった後、周辺の住民が提起した損害賠償訴訟について、黒龍江省、吉林省各級人民法院が一つも受理しなかった。大連原油漏れ事件⁽²¹⁾が発生した後、被害者が提起した損害賠償訴訟に対して、大連海事法院も受理しなかった。

司法は社会秩序の維持者であり、事件件数は社会秩序の安定性を直接に反映する性質をもっている。一般的には、事件の数が少なければ、社会的矛盾や衝突が少ないことを意味する。しかし、環境保護領域ではその反対の方向性を示す結果となった。現段階の環境問題による社会的矛盾と衝突の多発性に対して、人民法院によって受理される環境事件が極めて少ない傾向を示している⁽²²⁾。

今年の7月に遼寧省経済法学会で一人の地方裁判所の院長がこういった。「現在、わが国の公害事件が深刻な状態にある。われわれの裁判所で一年間受理した民事裁判の数は1万件も超えたが、公害による損害賠償訴訟はなんと一つもなかったのだ」。北京大学の研究によれば、政府が群体事件に敏感であり、群体事件が受理されないのは裁判所の内部の原則としている⁽²³⁾。公

(19) 汪劲主編『環保法治三十年：我们成功了吗』、北京大学出版社、2011年8月、282 - 288頁。

(20) 2005年11月13日、吉林省吉林市で中国石油吉林石油化学公司所有の石油化学工場が爆発事故を起こし、ベンゼン、ニトロベンゼン等の有害物質が付近を流れる第二松花江に流出し、飲用水や漁業に悪影響を与えた。

(21) 2010年7月16日、中国遼寧省大連市の大連新港付近で発生した石油パイプラインの爆発事故で、原油が近海に流出し、幅広い海面が汚染された。なお、原油流出の規模は同種の事故のなかでも最も深刻な事故に数えられ、生態への影響は、今後10年に及ぶと指摘している。

(22) 呂忠梅・前掲。

害訴訟はまさに群体事件に当たるから、受理しないのは不思議ではないことであろう。

(2) 受理しても判決が出ない

受理しても判決がなかなかでない。そのうち、原告がやむを得ず放棄する。

(3) 被害者勝たない

中国の裁判を批判するのに、「審理する者は裁かず、裁く者は審理せず」という常套句があります。これは、審理を担当する裁判官や合議廷には判決を下す権限がなく、決定権をもつ裁判委員会や院長、延長は、じっさいの審理には参加しないという裁判の実態を指摘するものです。このような裁判のあり方が、真理や正義を追求するうえで望ましいものでないことは理解しやすいことですが、それでもこの体制が改善されないのは、裁判の役割を権力維持の手段とする強固な考え方が存在しているからにほかなりません⁽²⁴⁾。

(4) 訴訟が勝っても執行しない

訴訟が勝っても、「一部の判決文の内容は全く執行可能性がなく、特に重大な環境侵権事件、または影響力が特別に大きい環境侵権事件では、仮に加害者の侵権責任をすべて追求したとしても、被った損害規模に比べると『氷山の一角』に過ぎない規模であると推測する。判決が言い渡された後に、被執行人が執行能力を有しないという問題にも必ず直面することになる」⁽²⁵⁾。

2. 基本的原因—社会・政治・経済システムの選択

宮本憲一教授が「環境問題の社会・政治・経済システム—何が環境問題の基本的原因か—環境問題は『市場の欠陥』と『政府の欠陥』によって起こるが、具体的には次のような社会政治経済システムの選択によっている」と主

(23) 汪劲・前掲、286 頁。

(24) 田中信行「中国的裁判の独立」、<http://tanakacnlaw.sharepoint.com/Pages/301.aspx>、2013 年 10 月 22 日。

(25) 呂忠梅・前掲。

張する。具体的には、以下の10点からなる。すなわち、

(1) 資本形成(蓄積)の構造は、公私両部門の資本形成において、大量生産・大規模公共事業中心の資本形成か、公害防止や環境保全の費用が十分に支出されているアメニティ重視の資本形成か。

(2) 産業構造は、環境破壊・資源浪費型産業構造か、エコロジー型産業構造か。

(3) 地域構造は、経済・政治・文化の一極集中型の大都市圏中心の国土構造か、都市と農村が共存・共生するバランスの取れた空間形成か。

(4) 交通体系は、自動車交通中心の大量流通社会か、公共交通中心の交通節約型の社会か。

(5) 生活様式は、アメリカ型の大量消費生活様式か、地域資源に依拠したエコロジカルな生活様式か。

(6) 廃棄と物質循環は、大量生産・流通・消費から生まれる廃棄物をそのまま廃棄する浪費型システムか、廃棄物をできるだけ資源としてリサイクルするシステムかこのような経済システムのあり方とともに環境という公共財を守る公共機関や制度のあり方が環境問題を規定する。

(7) 基本的人権のあり方は、「市場の欠陥」として起こる生命・健康・アメニティなどの基本的人権の侵害を政治・行政がそれを防止し、境を保護しているかどうか。

(8) 民主主義と自由のあり方は、「政府の欠陥」を是正しうる報道の自由、思想・表現・行動の自由が保障されているか、三権分立によって司法権が自立しているかどうか、地方自治が確立しているかどうか。

(9) 市民社会のあり方は、市民が階級・門閥・企業秩序や共同体規制から自由で、権利を主張できるかどうか。

(10) 国際化のあり方は、環境保全の国際組織があるかどうか、民族の自立や多様な文化の共存が認められているかどうか。

以上の10点は、宮本憲一教授が挙げられた環境問題の基本的原因である

が、前者は環境問題を発生しやすい経済・政治・文化システムであると考えられる。ここから見れば、中国はまさにすべて前者に当てはまっているであろう。中国の環境法治を影響する司法的要因としては、体制要素、制度要素、知識要素および道德要素を挙げられている⁽²⁶⁾が、具体的に言えば、

まず、「中国では法に違反した場合のコストは低く、法を守るコストが高いというのは紛れもない事実だ。国の汚染企業は、大胆にも市民の知る権利と訴訟の権利を軽視しているのだ」ということが普遍的に認識され、「中国では、汚染企業は汚染や環境破壊によって巨額の経済利益を得ているが、環境損失に対する費用支払い義務は履行していない。企業は環境保護への積極的姿勢を失っているばかりか、罪のない一般市民に生態環境退化の悪影響を負わせているのだ。これは、法律実施における重大な不公平であり、今後の中国環境法改善プロセスでの重大な注目点である」⁽²⁷⁾。

また、今の中国は、高度成長期の日本と似ているように公害防止投資を節約した大量生産型の資本形成をし、公共部門も大規模な公共事業で環境を破壊した。国策として都市化を進んでいるため、自動車の数が急速に増えつつあり、重化学工業中心の産業構造を持ち、都市化を進んでいる生活様式を急激に大量消費生活様式へ移行させ、大量の廃棄物を出した。このように典型的な環境破壊型の経済システムをつくったために短期間に深刻な公害が発生したのであると考えられる⁽²⁸⁾。

さらに、環境問題の改善に立ちほだかっているのは、中国の政治体制だ。言論の自由や人権の尊重などが遵守される民主主義が実現されないかぎり、真の環境対策が実施される日は来ないといわれる⁽²⁹⁾。

(26) 汪勁・前掲、308 頁以下。

(27) 馮嘉 薄曉波「中国の環境法で公平問題の解決は困難」、[http:// www.eden-j.org / book / pdf / 20110301.pdf](http://www.eden-j.org/book/pdf/20110301.pdf)、2013 年 10 月 25 日。

(28) 宮本憲一・前掲。

(29) 江上剛ほか「中国 知られざる異形の帝国」、「文藝春秋」2013 年 6 月号。

日本では、戦後の憲法による民主主義の権利を生かした市民運動の発展によって、公害は告発され、公私両部門で対策がとられ、産業構造が変わり、解決へ向かった。ところが中国政府が組織化、街頭化のあらゆる公民運動に対しては非常に敏感的であり、デモ⁽³⁰⁾、市民運動が許されないから、市民運動による政策の改正を実現することができないのである。したがって、中国の公害問題の根本的な解決の鍵は、基本的人権の確立と民主主義にあると考えられる⁽³¹⁾。

おわりに

近年、急速に成長と工業化を遂げた中国の環境問題を総括すると、次のようになる。全国の汚染物排出総量が、年々、急速に増加しており、環境対策は解決を見ない状況になっている。それに、公害に対する私法的救済も機能していない。

環境問題を解決するのに時間がかかりそうであるが、経済・社会・政治など各方面から変わりがないと、環境問題を解決することが難しいであろう。世界の過去の事例を教訓として、外国からの環境対策ノウハウの導入・対応のあり方を参考にするとともに、法律を作るよりは法律の適用の強化、罰則の強化のほうが根本的な解決策である。

最後に、中国人一人ひとりの環境問題を解決には協力する必要がある。中国の環境問題を政府だけの問題として放置せず、国民一人ひとりの問題として協力を促す必要に迫られている⁽³²⁾。公害の深刻化を国民に教え、公害の悲惨さを認識させる啓蒙教育も重要とされる。そのためにはまず、政府が国民に対して環境情報の提供をさらに進め、国民の理解と関心を高めることが必要とされるであろう。

(30) 集会やデモは中国憲法に保障された国民の権利であるが、実際には自由にデモができない。公安局にデモ申請をし、許可され、その後デモコース、時間などの承認を得て、デモが出来ます。通常の場合にはその許可を得ることはできない。

(31) 江上剛ほか・前掲。

(32) 2013 年 5 月に筆者が大連大学で 248 人の大学生を対象に、環境保護に関するアンケートを取った。その結果、環境問題は国または政府だけの責任だと答えた学生は 25 % を占めており、中国の環境問題はあまり深刻ではないと答えた学生は 39 % を占めた。さらに、環境問題は自分に関係がないと答えた学生は 10 % を占めた。この調査結果からみれば、中国では国民が環境問題に対する認識度や関心がかなり低いといえる。